

産業建設委員協議会記録

開会年月日	令和2年6月1日
開会時刻	午前11時01分
閉会時刻	午後0時01分
出席委員名	◎辻 孝記 ○宮崎 誠 野口佳子 小山 敏
	浜口和久 山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 安全運転支援装置設置の補助金交付について
	2 流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について
	3 行財政改革プラン取組項目の令和元年度実施結果について
	4 流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて《報告案件》
	5 行政視察について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、交通政策課長、
	住宅政策課長、上下水道部長、上下水道部次長、料金課長、
	下水道建設課長、環境生活部長、環境生活部参事、環境課長、
	情報戦略局長、情報戦略局次長、情報戦略局参事、企画調整課長、 その他関係参与

協議経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「安全運転支援装置設置の補助金交付について」外3件を協議した。

次に、「行政視察について」を議題として協議し、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、「神菌11-1号線道路整備工事について」管内行政視察の延期を決定し、実施の可否については正副委員長に一任することとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時01分

◎辻孝記委員長

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【安全運転支援装置設置の補助金交付について】

◎辻孝記委員長

それでは、「安全運転支援装置設置の補助金交付について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

都市整備部長。

●森田都市整備部長

本日は大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただき誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありました「安全運転支援装置設置の補助金交付について」ほか2件の協議案件と報告案件が1件でございます。

詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

◎辻孝記委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

それでは「安全運転支援装置設置の補助金交付について」御説明申し上げます。

今回の内容は、高齢運転者に対しブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置の補助金交付について御説明を申し上げるものでございます。

資料1を御覧ください。1番、事業の目的でございます。高齢運転者の交通事故防止及び交通事故時の被害軽減のため、緊急の取組として、国・県と連携し高齢運転者が使用する自動車に安全運転支援装置、いわゆる後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を設置した際に、設置にかかる費用の一部として補助金を交付するものでございます。

2番、補助制度の概要でございます。(1)補助対象装置は、国土交通省が認定する安全運転支援装置とし、自家用として使用されるものであること。安全運転支援装置の設置は、国の認定に係る取付け可能な事業者により行われるものとします。(2)補助対象者は、伊勢市内に住所を有する満70歳以上の運転者であること。車検査証に使用者として記載されていること。有効な運転免許証を保有していること。市税等の滞納がないこととしたいと考えています。(3)補助要件は、三重県の補助を受け補助金を交付したいので、県の補助要件を全て満たしていることとします。(4)補助金額は、安全運転支援装置の購入及び設置に要した経費とし、取付け1件当たり1万円と考えています。なお、補助金の交付は、補助対象者一人につき1回限りとします。

3番、申請受付期間は、令和2年8月からとし、三重県への実績報告が必要になりますので、事務手続の期間を考慮して令和3年2月までの受付予定とします。なお、設置については、令和2年4月1日まで遡りを可能とします。

4番、補助予定台数は、三重県の内示額に基づき280台程度としております。

2ページを御覧ください。5番、国と県の取組でございます。国は、令和元年度事業の緊急に取り組む施策として、65歳以上の高齢運転者を対象に、安全運転サポート車を購入する場合の補助をし、また、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を販売する業者に対して補助をします。三重県は、令和2年度事業において、70歳以上の高齢運転者を対象に安全運転支援装置の補助金を交付する市町に対し、経費の一部を補助します。

6番、安全運転支援装置を取り付ける場合の国及び三重県の補助内容でございます。

(1)国の補助内容は、65歳以上の高齢運転者に装置を販売する者に対し補助されます。補助額は、障害物検知機能つきが4万円、検知機能なしが2万円です。(2)三重県の補助内容は、70歳以上の高齢運転者が設置する場合に市町に補助されます。補助額は、対象経費の2分の1になります。三重県は、伊勢市が1万円を購入者に補助金交付する場合、伊勢市へ5,000円を補助します。

7番、補助金の流れでございます。例えば、障害物検知機能なし、設置費用4万4,000円の場合を記載しております。①番、設置費用4万4,000円とした場合、②番、国から販売者に2万円が補助されますので、③番、購入者は販売者に2万4,000円を支払うこととなります。その後、購入者が市に申請をすれば、④番、市から購入者に1万円を交付します。このため、購入者の実質負担額は1万4,000円となります。⑤番、県からは1万円の2分の1の5,000円が市に補助されます。

以上でございますが、これに係る予算を6月補正に計上したいと考えております。

以上、「安全運転支援装置設置の補助金交付について」御説明申し上げました。御協議いただきますようお願いいたします。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

小山委員。

○小山敏委員

ちょっと教えてください。補助対象者一人につき1回ということなのですが、例えば夫婦で1家族夫婦の70歳以上の高齢者が2台持っていて、車の名義が旦那さんの名義になっていた場合は1台分しか出ないのでしょうか。

◎辻孝記委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

おっしゃられますように、名義人が一人の場合1台となります。2台持っていられっしやられても1台ということでございます。

◎辻孝記委員長

小山委員。

○小山 敏委員

では、夫婦別々の名義だったら、2台分出るという理解でいいですか。

◎辻孝記委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

名義人が二人でございましたら、両方に出るということでございます。

◎辻孝記委員長

小山委員。

○小山 敏委員

ありがとうございます。あと、これが令和2年8月から来年度2月受け付けなんです、それを過ぎるともうこの補助制度なくなっちゃうのでしょうか。

◎辻孝記委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

この制度が三重県の補助をいただきまして運用することにしておりますので、三重県の

制度に合わせまして、令和2年度ということとさせていただきたいと考えております。

◎辻孝記委員長

小山委員。

○小山 敏委員

令和3年2月以降、3月以降はどうなるかまだ分からない状態であるかもしれないという意味ですか。

◎辻孝記委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

今のところ令和3年度はしないということで考えております。状況によっては、また考えやないかんとおもいますが、当面、この令和2年度と考えております。

◎辻孝記委員長

小山委員。

○小山 敏委員

もう一つ確認なんですけど、これは後づけの場合は4万4,000円なんですけど、もともとついているというか、新車についている場合にそれをその車を買うときにも補助が出るという理解でいいですか。

◎辻孝記委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

もともとのついてますのは、それに対しての補助というのは出ません。今回伊勢市がしますのは、後づけ装置のみでございます。

◎辻孝記委員長

他に御発言ありますか。

山本委員。

○山本正一委員

ちょっとお聞きをしたいんですが、これ、70歳以上の運転者であることということで、囲いがあるんですが、補助予定台数280台ということは、280人以上おると思うんですが、もう早い者勝ちみたいなことになるんじゃないかな。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

この280台といいますのは県の内示額に基づきまして算出したものでございまして、これを超えた分につきましては、県からの補助をいただける範囲内ということですので、今のところは考えていないということでございます。

◎辻孝記委員長
山本委員。

○山本正一委員

そうすると、280台までは県の補助が出るけれども、それをオーバーしていくと県の補助はなしで、国と市の補助は出るんですか。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

国の補助につきましては台数制限といいますか、特に私どもが言うておる280台の制限というのはございません。ただ、三重県からいただけるのは280台分ということとなっております。

私ども、先行しております県内の市町の状況を確認しました。志摩市が先行しております、志摩市が去年の11月から実施しております、その状況を確認しましたところ、それほど申込みはないということ聞いておりました、その280台は対応できるものと考えております。志摩市の人口とか違いますが、おおむね志摩市と伊勢市の免許保有率は伊勢市が約倍になっておりますので、それを考えても対応できるのではないかと考えております。

◎辻孝記委員長
山本委員。

○山本正一委員

そやけれども、こういうことがもう8月1日から始まるということになると、我々も市民に恐らく広報なんかでも周知すると思うんですが、かなりの数が来るんと違うんかなという予測をするんですわ。その中でも280台で終わりやと。県は280台で終わりということやけれども、今私がちょっと質問したとおりのそんな市民から質問が来たときに、いや、志摩市はできるけれども、伊勢市はちょっと難しいなというようなことにはならんやろう。それはやはりちゃんとした説明をせんならん義務があるんで、そこら辺のことをもっとはっきりと教えてもらうほうが我々としてもありがたいと思うんで。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

この制度に基づいて補助していくのが初めてのことでございます。したがって、2、3か月は様子を見まして判断をせなあかんかなということは思っております。

◎辻孝記委員長
山本委員。

○山本正一委員

もうあまり言うとしてもこれ、もうちょっと調べてはっきりとしたことをまた一遍教えてもらえるとありがたいので、一つよろしくお願いします。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。
浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、ちょっと教えてください。

2ページの三重県の補助内容なんですが、補助額の補助率というところで、補助限度額は上限1万円または購入及び設置に要する費用の総額の3分の1のいずれか小さい額ということで、県の補助額の上限は1万円ということは、結局市も半分出さなあかんということで、これは5,000円、5,000円なんですけれど、1万円、1万円にすることはでけへんのかな。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

1万円、1万円といいますのは、下に書いてございますように、支払い2万4,000円ですと、市が1万円を支払うと、その2分の1が5,000円ということでございます。

◎辻孝記委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

分かるんやけれど、この上限の市の交付額を1万円とせんと、市の限度額を2万円にしたら、県の補助も1万円もらえるんと違うんかな。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

総額を2万円ということだと、例えばその場合、県の補助額、上限の1万円ということになるのですが、やはり内示額が限られてございまして、この総額を2万円にしてしまいますと台数が少なくなってしまいますので、私どもはなるべく広く対応したいと考えておりますので、1万円というふうなことで考えております。

◎辻孝記委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

その内示額というのは県から来ておる内示額、県から市へ割り振られる金額がこれですよということなんですか。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

3月に内示が来てございまして、約140万円という内示が来ております。これが三重県から各市町に割り当てられております内示でございまして、伊勢市には約140万円ということでございます。

◎辻孝記委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

そうしますと、140万円、こちらも140万円というふうなことで、先ほど言うところ山本委員の話と一緒にしてくるんやけれども、結局280人以上は出たときにはしないということなんやな。早いもん勝ちということですか。

◎辻孝記委員長
交通政策課長。

●小林交通政策課長

今のところ280台で対応したいと考えておりますが、先ほど山本委員にもお答えさせていただきましたが、初めてのことでございまして、ある程度様子を見まして対応してまいりたいと考えております。

◎辻孝記委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

様子を見て対応したいということは、多くなった場合は補正もあり得るということですか。

◎辻孝記委員長

都市整備部長。

●森田都市整備部長

すみません、ただいまの1万円の件なんですけれども、まず、その補助の関係につきましては、それぞれ装置によっては価格もいろいろございます。そんな中で幾らかというのは、ちょっと他の地方自治体の状況も見て、また今想定できる装置の料金等も考えまして、1万円程度の補助をさせていただきたいというふうに考えております。これによって、先ほど申しましたように、台数としても280台程度までいけるというところももちろん踏まえてのことでございます。

それと、もう一点の補正の関係でございます。こちらにつきましては、先ほどお話しさせていただきましたとおり、今回どれぐらいの方がお見えになるかというのは全く想定できない状況でございます。他市の状況も見ましたら、そんなにそこまでの免許を保有されている方の割合からいくと、今のところ280台程度で足りるのではないかとというふうには考えておりますけれども、今後皆様からの申請がどれぐらいあるか、また皆様の声もお伺いしながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わりたいと思います。

【流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について】

◎辻孝記委員長

次に、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

料金課長。

●酒井料金課長

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について」御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。1の経過でございますが、合併調整により、受益者負担金等の取扱いにつきましては、合併後原則として10年間は現行のとおりとすると定められておりました。その後の在り方につきましては、囲みの中のと通りの三つの在り方で今日に至っております。

一つ目として、合併後10年までに事業着手した第4期事業計画区域までは、合併10年以後も従来どおり旧市町村の制度を運用してまいりました。資料3ページの最後に参考として現行制度を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

二つ目は、合併10年以後、新たに事業計画区域となる区域は、新市の受益者負担金として統一するとしております。

三つ目として、公共汚水ますの設置の取扱いにつきましても受益者負担金と同様の扱いとするとしております。

このたび、第5期事業が今年度から始まりますことから、統一した受益者負担金と公共汚水ますの設置基準を決定するものでございます。

それでは、2の第5期事業計画区域の受益者負担金でございますけれども、(1)の賦課方式につきましては、全国の自治体において広く採用されており、土地の面積は変動することがないため公平な賦課方式であるとされている面積割としております。第5期に整備する区域の大部分は旧伊勢市であり、旧伊勢区域では事業開始当初から面積割を採用しております。

次に、2ページをお開きください。(2)の負担金額につきましては、これまでの面積割の賦課方式と同様の方法で算出しております。その結果、負担金額は1平方メートル当たり511円となり、第4期事業までの旧伊勢地区の508円に非常に近い結果となりました。

現在進めています事業との継続性を考慮して、第5期事業の負担金額を1平方メートル当たり508円としたいと考えております。

次に、3の公共汚水ますの設置基準につきまして御説明申し上げます。

公共汚水ますとは、各家庭に設置する下水道の入り口となるものでございます。合併前の旧市町村でそれぞれ異なる設置基準で運用してまいりましたが、①の下水道供用開始区域内の新たな公共汚水ますの設置を公費により市内全域において可能とすることなど、以下のとおり旧伊勢の基準に合わせて改定するものでございます。

新しい設置基準は、第5期事業の整備区域に限らず、第4期までの全ての供用開始区域も含めて対象とし、接続促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、4の今後の予定でございますが、本日御協議いただいた後、8月から10月にかけて上下水道事業審議会に諮問し、審議をしていただきます。答申を得ましたら、産業建設委員協議会に御報告申し上げ、12月市議会定例会におきまして、伊勢市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正をお願いする予定でございます。

合併調整に係る部分としましては以上でございますけれども、5のその他としまして、受益者負担金の徴収猶予制度の拡充を図りたく、御説明申し上げます。

①の現行の制度につきましては、旧伊勢区域におきましては、汚水の発生しない土地等につきましては徴収を3年間猶予してありますが、住居等建物がある土地につきましては猶予

しておりませんでした。しかしながら、②の下水道整備区域の現状におきまして、整備が郊外に進むにつれて敷地面積が広くなり、負担金額が高額となってまいります。このため、③の制度の拡充につきまして、敷地面積の広い一般住宅の受益者の負担軽減を図るため、500平方メートルを超える部分を3年間徴収猶予により先送りしまして、6年間で納付を可能とするものでございます。1年当たりの負担を軽減することによって、徴収率の向上と接続戸数の増加につながるものと考えておりますので、第4期事業以前の区域も対象といたしまして、今年度賦課分より適用するものでございます。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について」御説明申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。説明員を入れ替えさせていただきますので。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

◎辻孝記委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

【行政財政改革プラン取組項目の令和元年度実施結果について】

◎辻孝記委員長

次に、「行政財政改革プラン取組項目の令和元年度実施結果について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

企画調整課長。

●奥野企画調整課長

それでは、「行財政改革プランに基づく取組項目の令和元年度の実施結果について」お手元の資料3に基づきまして御説明申し上げます。

表紙をお開きいただきまして、表紙裏面と1ページを御覧ください。表紙裏面には平成30年度に策定した行財政改革プランの概要を、1ページには行財政改革の取組のイメージ図を改めてお示ししております。

次に、2ページ及び3ページを御覧ください。行財政改革プランに基づく取組一覧表でございまして、各常任委員会の所管が分かるように記載してございます。全体としましては、追加の取組項目を含め60項目となっております。各取組項目の名称について、昨年度

まで一部を除き予算事業名となっておりましたが、取組の概要が一目で分かるような表記に変更しております。

産業建設委員会所管の取組につきましては、印をつけさせていただきました11項目でございます。

令和元年度の進捗状況につきましては、おおむね計画のとおり取組ができており、完了した取組が3項目ございますので、これらについて順に御説明申し上げます。

その前に、まず4ページを御覧ください。進捗管理シートにつきましても、様式を見直し、変更しておりますので、御説明申し上げます。

まず、取組事項欄には昨年度様式における取組内容と取組により求める効果をまとめて記載しています。

次に、米印の1として年次計画欄を追加しております。これは、取組の工程を明確にするため、各年度における活動目標を記載しています。

次に、米印の2として実施状況欄を追加しております。こちらは、各年度の実施状況としまして、「完了」、「実施中」、「実施しているがやや遅れている」など、進捗度合いに応じて記載しております。

次に、米印の3としまして効果額欄を追加しております。これは、取組により得られる効果額を可能な限り算出して記載をしております。

それでは、16ページを御覧ください。下段の番号、Ⅰ－⑥－2、関係団体等との連携による空き家の管理に関する相談業務の充実でございます。令和元年度は、相続や売買など各分野において専門とする民間団体8団体と、空き家等対策を推進するための連携及び協力に関する協定を締結しました。このことで、民間団体と協働して空き家の管理を推進する体制ができたものでございます。今後は、市民等への周知啓発に努めるとともに、各団体と連携を強化し、効果的な対策を検討していきます。

次に、26ページを御覧ください。26ページの下段の番号、Ⅱ－⑧－6、簡易水道事業の上水道事業への統合でございます。令和元年度は関係条例の整備を行い、令和2年4月1日より統合することとしました。統合による各種書類及び会計処理の一元化により事務量の削減が見込まれるものです。

次に、27ページを御覧ください。27ページの下段の番号、Ⅱ－⑧－8、交付金事業の統合による事務の効率化でございます。令和元年度は事業の統合に向けて三重県及び部内調整を行い、令和2年度より事業を統合することができました。申請や精算等の手続の簡素化及び柔軟な下水道事業整備の推進が可能となり、事務の効率化が見込まれるものです。

次に、36ページを御覧ください。36ページの下段の行財政改革の取組を保留する事務事業の状況について御説明申し上げます。年度当初において取組を保留していたものについて、令和元年度に分析・調査等を行った結果、100件のうち3件を行財政改革プランに基づく取組とし、69件については日常的な業務改善として進めていくこととしました。令和元年度末に取組を保留としている28件については、今年度も引き続き分析・調査等を行ってまいります。

以上が「行財政改革プランに基づく取組項目の令和元年度実施結果について」でございます。

なお、この実施結果につきましては、事前に行行政改革推進委員会に報告をさせていただ

いたところ、令和元年度の取組は2年目ということもあり、しっかりと実施されているという御意見や、完了に向けてさらなる工程管理の厳格化を期待するという御意見を頂戴しております。説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

16ページの住宅政策のところ、これは実施の状況がR1完了になっておるんですけども、空き家の管理の相談業務ということもそうですけれども、空き家の問題というのはどのように縦割りに切っているのか、ちょっとその辺りを教えてください。

◎辻孝記委員長

住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

空き家対策推進のための協議会である空き家ネットワークみえを構成している8団体様と昨年12月に空き家対策を推進するための連携等協力に関する協定というのを締結をさせていただきました。この八つの専門家団体と協定を結ぶことで、空き家の売買、それから管理、解体、相続といった現在市に寄せられている様々な相談につきまして、民間の皆さんと連携して解決に導く体制を整えていることができたと思っております。

まず、相談でございますけれども、市のほうに相談をいただきまして、これら空き家ネットワークみえのほうと連携して相談をさせていただき、最終的に御報告を市にいただく、そういう体制でございます。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、これは行革でというのは、僕も行革の中だけでやるというのもいかなとはもう当初から思っておるんですけども、事業としてI-⑥-2のR1の完了ということになって、そういったことがこれが完了したんで、順次空き家対策に対しては順序よくいけるということになるんですか、これは。

私はこの人口減少も含めて、空き家がもう今どんどん増えておると思うんです。それがどれだけの調査が行われておるかどうかわかりませんが、私、見る限りでは、ここも空き家になったんやというようなところが随分増えておって、皆さんが把握がどこまでできておるのかあれですけど、そのこともあって、対策として考えておるのはどんなかなと思いがらしておるんで、こういう質問をしておるんですけど、現状の把握はこれでできておるわけですか。

◎辻孝記委員長
住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

まず、空き家の利活用に関しまして、空き家バンクというのがございます。空き家バンクの登録物件数というのがその利用の希望者数に比べてまだまだ少ないということがございますので、その登録数を増やしてバンク制度の充実を図っていきたいというふうに考えております。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それなんで、ここで言う行革でできておる完了というのはどういった視点での話なのか、ちょっとその辺りが僕は分からないんでね。行財政改革というて載っておるんですよ、これは。行革として完了したかどうかの話だけですけれど、ちょっとその辺りが理解ができないんで。

◎辻孝記委員長
住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

一番、相談ということが主になると思いますので、その相談体制を築けたということが一歩前進なのかなというふうに思っております。

◎辻孝記委員長
都市整備部長。

●森田都市整備部長

空き家対策につきましては、委員仰せのようにまだまだたくさんの課題がございます。今その空き家の総数というのもわずかですけれども、いろんな対策によって減少はしたというところはございますけれども、引き続き対策にはしっかり取り組んでいく必要がございます。

今回、この行財政改革、上がっておりますのは、あくまでもその関係団体との連携による空き家管理の相談業務の充実ということで、先ほど課長のほうからも申しましたような協定等によりましてそういったところの部分を強化したというところでございますので、よろしく願いいたします。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今、部長からの説明を聞いても、私は相談業務の充実がこれで完了ということがあまり理解できないので、どういうニュアンスでどこの部分が完了したもんで次のステップに進むんやというような話があればそれはそれなんですけれど、これは伊勢市においても非常に大きな問題だとは思って、僕もそういう認識を持っておるもんですから、その辺りの行革としてのここに出されてきた状況のことも、ちょっとこの経緯もあれですけど、ちょっと確認をしながらやっていただきたいなど、こんなことを思います。

それと、基本的なことをちょっと聞くんですけども、日常的な業務改善へ69ということで、僕は行財政改革の一番大事なところはこの日常業務でどこまで改善が各担当者と各課、また各部の中でできるかということが重要で、それがなかなか出てこなければ、なかなか今回、行革の中でしてくるのがこれだけかと思うような状況なんですね。だから、日常的業務の改善へ69を回ったと言うんだけれども、ちょっと内容の紹介をしてもらえませんか。

◎辻孝記委員長

企画調整課長。

●奥野企画調整課長

今回、日常的な業務改善ということで、現時点では具体的な取組内容というのがあるものではなくて、日々の業務を行う中で所属内の業務のやり方であるとか業務分担の見直しというような日常的に行われる業務改善ということで取り組んでいきたいというふうなものでございます。以上でございます。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

内容もないのに69件というのはおかしいやろ、それやったら。その内容を紹介してと言うんやんな。どういう日常業務の業務改善をやったので、これはもうここには、行革には出てこなかったというようなことであれば、その紹介をしてくれと言うんやんな。あなたの言うておることは分かるけれども。

◎辻孝記委員長

企画調整課長。

●奥野企画調整課長

申し訳ございません。主なものでございますけれども、重複していた対象者への通知をまとめて出すことで郵送料を削減するとか、業務分担自体を見直したでありますとか、実

行委員会、イベント等の執務を必要最小限の人数で対応したとかそのような内容でございます。以上でございます。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

私、もともとが行財政改革に載るか載らんかの話も含めて、今紹介あったようなことが行革に載る載らんの話じゃなくて、日常の業務というでも、そこへも拳がらん話なんかな。

いろんな事業を10人ぐらいでやっておったものは5人ででけへんのかというのは当たり前前に考える話ですやんか。重複したものをもう一遍見直し、そんなことは当たり前前の話なんで、この日常的な業務の改善へのというようなことでうたわれるような話ではないと思うんです。それ以下の話やわな。

そんなところで行革やっておるのかなということで非常に不思議でならんやけれども、責任者の人はどんな捉え方しておるんですか。

◎辻孝記委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

行革につきましては、これまでもいろいろな御意見を頂戴しながら、何回かに分けて取り組んでまいりました。

行革プランのこの表紙の裏のページを見ていただきましてなんですけれども、今回の行革につきましては、平成30年度からの4年間の取組ということになりまして、これをさせていただく際には、全ての職場において全ての事務事業に対しての行革を改めて入れ直すということで棚卸しをさせていただきました。その際、棚卸しをした事業の中で、実際にはおっしゃっていただくように全て日々の仕事をする上におきましては、費用対効果等を検証しながらするというのは当然でございますけれども、その中におきまして、特にこのシートの中で進捗管理を図らせていただくものということで、今回この行革プランに基づいて取組項目として挙げさせていただいたものでございまして、特段ふだんの仕事の中で行革の目線を忘れるじゃないですけれども、横に置いて仕事をするつもりは一切ございませんので、ただ、この中で、シートで進捗をしておるという位置づけで御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

いろいろ当局側の考え方があるとしても、今私が説明を聞いておりますと、日常的にやる業務の中で改善なんていうのは当たり前のことで、それが組織としてというのか、各課

で、各部でなかなかそれが達成できないというんやったら、それは出していただいて、行財政改革の中でもっと違う方法もないんかとかということやるといのがこの行革の趣旨やと思うんさ。ところが、今さっき出された例示を見てみると、そんなことやるのは当たり前前の話で、費用対効果なんていうことはそれに皆ついてくる話で、よく私業務の話すると、事業費というのはあくまでそれは皆さんの人件費が入っていない話ですよ。何々事業政策ということで、政策から出てきておる業務が2,000万円にしても、そこには何も皆さんのお給料は入っていないんですよ。

一般的な考え方をすると、公会計の関係で物を申すと、そこには人件費がどれだけかかっとなのやと。だから、人件費がかかり過ぎる問題があるからこうしよう、ああしようというようなこととか、えらい外注ばかりでこれは自分ところの庁内でできる問題があるのではないとか、いやいやこれはアウトソーシングしてもっと結論をすごく急いだほうがいいのではないかなといういろいろな考え方があるから、行財政改革に乗っていろいろな話を皆さんでやっていく話やと思うんですよ。

私、こんな結果を見ると非常に残念で、行革としては甘いですよ、こんな話は。我々は産業建設委員会の分しか審査しませんけれど、こんな甘い状況で何か行革をやったみたいなことを発表されておっては非常にくだらん話やなと思いますよ。時間の無駄やわな、それこそ。その会議ほど切っていったほうがええんちゃうかなと思いますよ。大変あざとい話ですけど、私はそう感じましたね。その辺りどうですか。

◎辻孝記委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

行革についてはこのプランの取組項目ということでお示しはしておりますけれども、毎年度の予算編成の際には私のほうから行革の目線でそれぞれ仕事を見直して来年度の予算を編成するよといった部分の通知もさせていただいております。

それに当たりましては、その職場におきます時間外労働の時間数でありましたりとか、あるいは費用対効果でありますとか、そういった部分については厳しく審査といいますか、議員さんにおきまして判断もしていただきまして予算編成していただいておりますので、これまでの行革を取り組んできました意識につきましては職場のほうに根づかせるように、また職場のほうにおいても常に行革の目線を持って来年度予算編成しておりますので、そういう面につきましては御理解いただきたいというふうに思います。

◎辻孝記委員長
宿委員。

○宿典泰委員

もう一点だけ申し上げると、これは今までの成果として行革の進捗の評価を受けたわけでありまして、今後の話としては、このコロナで会議さえもウェブでやるというようなことで、ああ、こんなことまで、こういうことができるんかなということが非常に多く

見られたと思うんですね。わざわざペーパーに上げて集まってこいと言わなくても。それで、各大手の企業なら、もう出張なんか要らんですねという、半減どころか何割かにできるような状況も見られるわけなんです。

そういうことこそ、こういったことの中で、新規として行財政改革がこういうところで新しい分野の行革ができたというような報告を私はいただきたいんですね。そういった上での審査というのが我々も期待するところでありますけれど、そういった意味で、やはりきちっと審査内容の精査をしてほしいと思うんですけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎辻孝記委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

この取組項目の記載については、時間的に遅れるというか、年度をまたいでしまってから、追加とさせていただいているものもございます。それについては、日々行革の目線を持って仕事をしてくれというふうな指示を出しておりますので、当然年度の終わりかけになってから追加させもらうものも出てきます。そういった面につきましては、先ほど宿委員おっしゃっていただくようなウェブを使った会議の在り方とかそういった部分は、今職場のほうにおきましてもコロナを契機に構築しておりますので、そういった部分はまた追加で報告をさせていただけるというふうに思っております。

今おっしゃっていただくことにつきましては、これからも仕事を続けていく上で行革の目線を持ちながら、仕事に日々取り組むように私のほうからも各職場のほうにも通知もさせていただきまして、常に気持ちを持ちながらやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎辻孝記委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長
御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて】

◎辻孝記委員長
次に、続いて報告案件に入ります。
「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」当局から報告をお願いします。
下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」御報告申し上げます。

資料4を御覧ください。まず、一つ目のこれまでの経過についてですが、本件につきましては、将来の下水道や合併処理浄化槽などで整備を進める区域の見直しとしまして、本年2月10日に開会の産業建設委員協議会におきまして御協議いただいたものでございます。

その後、2月20日に伊勢市上下水道事業審議会にて御審議いただき、3月24日に本件については「妥当と認める」との答申をいただきました。

資料の2ページ目にその答申書の写しと、3ページ目に下水道全体計画見直しの結果図を添付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

1ページ目にお戻りください。続きまして、二つ目の今後の予定についてですが、今回見直した計画に基づき、三重県と宮川流域下水道計画と生活排水処理アクションプログラムについて、協議を進めていきたいと考えております。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて」御報告申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

世古口委員。

○世古口新吾委員

この報告案件につきまして、産業建設委員会あるいはまた審議会において議論してもらった中で答申があったということで説明がございました。

やはりこの見直しについて、市の財政とか実態あるいはまた費用対効果を踏まえた中で、当初の県計画が随分と縮小されていると思いますが、海岸線の明和方面ですか、その辺が合併浄化槽で処理するように変化をしておりますし、また県計画の中の残の内宮線とか五十鈴川線、ここらについて今後人口の減少もある中で、飛び地など計画どおり再度の見直しをするようなことがあり得ると思いますが、その辺についてお聞かせください。

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

前回の産業建設委員協議会でも申し上げましたとおり、やはり社会情勢の変化に応じて、適切に見直していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

分かりました。今後の受益者負担金とかを始め諸条件についてどう変化していくのか、現時点での展望をちょっとお聞かせください。

◎辻孝記委員長

上下水道部長。

●中村上下水道部長

昨年度から今年度にかけて、こういった見直しをさせていただきました。本日は受益者負担金のほうも新たな第5期の分をお示しをさせていただきました。

少し下水道事業につきましても終わりが見えてきたかなというふうなところがございます。受益者負担金については、この後令和7年度まではこの状態でいくのかなというふうに思っておりますし、大きく変化していくことはないのかなというふうには考えておりません。

今後事業をさせていただく地域の皆様方に何とか御理解をいただきながら、この見直しのことも含めて適切に事業運営を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

2点あるんですけども、1点は、この見直しの計画図はちょっと縮尺も含めてもう課題かなとは思うんですね。我々も全市くまなく分かれという話ではないんですけども、限られた地域はこれでも理解できるだろうと思うんですけど、私はなかなか難しい地域があったので担当者の方にもお聞きをしましたけれど、こういうときにはやはりこれの拡大版というのか、地域によって出すべきかなと、こんなことだけは指摘をしておきます。

もう一点、結果的には合併処理浄化槽の地域がこの黄色のところにならなっていくということになって、補助事業の対象の地域にならなっていくということになると、当然下水道から離れるわけではないけれど、担当が変わってきますよね、合併浄化槽の環境のほうでやるのかも含めて。その辺りのことが十分連携を取れておるのかなということを非常に心配をします。

下水道は下水道でこれでいくとしても、今後この地域の方々は申請時には合併浄化槽のその補助事業にもものってくる話ですから、それなりの案内もしていかないかんし、今単独槽で、言葉は非常に乱暴ですけども、垂れ流しするような状況がもしあるとするならば、その個別な案件についてそういう案内もやはりしていく必要があるのかなと思うんですけど、その辺りの連携と施策についてお伺いをしたいと思います。

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

まず、連携につきましてですけれども、この見直しする際にも下水道部署と、あと環境部署と連携しての調整をずっと進めてまいりました。目的が同じで、やはり同じ課題を持っている中で、こういったことが見直しがよいのであろうということで連携も進めてまいったところでございます。

〔「案内は」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

下水道建設課長。

●松田下水道建設課長

すみません、失礼しました。

もう一点、地元の案内ということでございますけれども、この案内につきましては、環境部署のほうで合併処理浄化槽の説明会というのを順次、この黄色の部分だけではございませんけれども、合併浄化槽の範囲、範疇のところの説明会等を進めていただいているところと聞いております。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そうすると、それは大体環境のほうで合併浄化槽であるか単独槽であるかということが把握されておるということで取っていいのかな。僕が以前に聞いたときにはそこまではできていないようなことをお聞きをしたんですけれども、環境の人おるんですか。

◎辻孝記委員長

環境課長。

●森本環境課長

失礼します。下水道とは今回の見直しについての打ち合わせをさせていただきまして、下水道区域から外れる合併浄化槽区域についてはこちらも把握しておりますので、そちらのほうについてはまた重点的に啓発活動のほうを行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。この後、行政視察の協議になりますので、当局の方は退席をお願いします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時58分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【行政視察について】

◎辻孝記委員長

次に、「行政視察について」御協議願います。

本件につきましては、3月13日の本委員会・協議会におきまして、「神菌11-1号線道路整備工事について」管内行政視察を実施することが決定されております。

本日は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、改めて実施の可否及び時期につきまして御協議をお願いしたいと考えております。

なお、調査期間は工事終了の令和2年10月30日までとなっております。

このことにつきまして、御発言はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時01分

◎辻孝記委員長

休憩を解きまして、会議を続けます。

皆さん、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

休憩中に御審議いただきました今回の神菌の視察に関しましては、コロナの関係もございますので、様子を見ながらということで、今回は延期をさせていただくという形で、実施の可否につきましても正副委員長のほうにお任せいただくという形でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時01分